

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成29年度 第1回 川西市文化財審議委員会		
事 務 局 (担 当 課)	教育推進部 社会教育・文化財課 (内線 3421)		
開 催 日 時	平成29年9月29日(金) 13時30分～15時20分		
開 催 場 所	川西市文化財資料館		
出 席 者	委 員	福本委員長、福永委員、浅見委員、足立委員、神戸委員 計5名	
	そ の 他		
	事 務 局	牛尾教育長、木下教育推進部長、枅川まなび支援室長、 井上社会教育・文化財課長、山田主査、岡野主事 計6名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 1. 川西市登録文化遺産制度の実施について ・報告 1. 川西市郷土館旧平賀邸の修繕について 		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

NO. 1

事務局	<p>本日は、議題「川西市登録文化遺産制度の実施について」と報告「川西市郷土館旧平賀邸の修繕について」がございますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。なお、事前に議題としてご案内しました「天然記念物のガイドライン」につきましては、事務局の準備不足のため、今回の議題からは外させていただきます。</p>
委員長	<p>それでは、事務局より議題「川西市登録文化遺産制度の実施について」に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>川西市では、これまで市指定文化財として指定してまいりましたが、所有者の確定とか現状変更の制限等で要件を満たすことができず、指定に至っていない物件があります。また、市民にはよく知られているものの、これまでの文化財の定義に納まらない物件があります。そういったことを考え、このたび登録文化遺産と名付けて、登録要件の簡素さや制限の軽減を趣旨とした新たな文化財制度を創設します。これによって、今後の指定物件を広く登録することが可能となり、市民に身近でより親しまれる文化財制度が実現できるものと思われます。</p> <p>(スライドを使用して説明)</p> <p>登録文化遺産制度のイメージですが、一つは文化財保護法第2条に規定されるもので、将来的には市指定文化財になり、さらに県指定、国指定になる可能性があります。一方、文化財保護法第2条以外の文化財、例えば伝説・伝承等も含めておまして、これらは市指定文化財にはならないと思われます。</p> <p>文化財保護法の定義に合う今後の登録候補物件としましては、建造物として平野鉦泉工場跡があります。また、阪神淡路大震災で薬師堂が全壊した後、史跡公園として借地して整備している栄根寺廃寺遺跡があります。鼓ヶ滝も、古くから親しまれてきた名勝としてあげられます。</p> <p>文化財保護法の定義以外の候補としては、昭和4年西宮から移ってきた鳴尾ゴルフ倶楽部、昭和11年に建立されたナイチンゲール像、源満仲に関わる伝説をもつ九頭大明神等があげられます。</p> <p>この制度につきましては、市指定文化財が市の条例に基づくのに対して、要綱で規定するという案です。所有者からの申請も考えていませんが、所有者がはっきりしている場合は同意が必要であろうと考えています。現状変更申請も考えてなく、登録の価値がなくなった場合に解除すると</p>

	<p>いう方針です。</p> <p>今あげた中で、今後登録の可能性の高いものは平野鉱泉工場跡です。明治14年に鉱泉が発見され、明治17年には我が国初の飲料水工場が設立され、全国的に有名な平野水が販売されました。明治45年には、大正天皇の皇太子時代の御料品製造所が建設され、今も残っています。三ツ矢塔は後で造られた模擬ですが、源泉井戸と小屋が残っています。</p>
委員長	<p>なにかご意見、ご質問がありますか。</p>
A委員	<p>所有者は、アサヒですか。</p>
委員長	<p>アサヒ飲料です。</p>
B委員	<p>「平野鉱泉工場跡」という登録よりも、「平野鉱泉工場施設2棟と工場跡地」のほうが良いと思います。実際に残っている建物2棟と工場の敷地全体も登録の対象になるのではないか。</p> <p>少し気になるのは、国の登録と市の登録の使い分けです。国の登録は全国民に、市の登録は市民に知らせたほうが良いという分け方かなと思います。ここであげられたものは、国の登録でも良いと思いますが、現在国の登録は登録の主旨とは違い、指定文化財の扱いに変わってきているので、まずは市の登録で良いかなと思います。</p>
委員長	<p>今の案件は、制度の案についてですか、鉱泉工場の登録についてですか。</p>
事務局	<p>制度のほうはまだできておりません。今回要綱案を出させていただきまして、その後最初に鉱泉工場を登録してはいかがかという案を出させていただきました。</p>
C委員	<p>市の登録が国の登録に格上げされた場合は、市の登録から外すというのが良いと思います。国の登録の場合は申請がありますが、市の登録で申請がないとすれば、実際どのようなルートで登録に至るのか。教育委員会が上から登録する形か、所有者から教育委員会に打診があり協議して登録するのか、そのあたりの整理はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>両方考えられます。教育委員会が従来から気になってい</p>

審 議 経 過

NO. 3

C 委員	<p>たケースもありますし、所有者から申し出がある場合も考えられます。また、文化財審議委員からのご提案も出させていただく場合も考えております。</p> <p>文化財審議委員会で諮問されるとなると、その時点では申請という形は無いということですか。</p>
事務局	<p>所有者と事前調整はさせていただきます。</p>
C 委員	<p>良い制度だと思うので、実際運用されることになれば、所有者がどこに言えばと良いのかがわかるように周知していただくようお願いいたします。</p>
B 委員	<p>「周知の遺産」という考え方があるのですよね。皆が知っていて、多田神社の橋等がそうですけど。皆が知っていて文化的価値があり、文化財審議委員会で登録するのが良いとなったものを登録する。しかし、所有者の同意もないと問題も起きるので、事前にネゴシエーションだけはさせていただく。所有者の申請が有る場合と無い場合の両方があると理解しましたが、無い場合でもこちらから働きかける場合も考えられます。アメリカでは「エリジブル」という言い方をします。</p>
C 委員	<p>登録文化遺産要綱案を見ますと、第9条に「教育委員会には登録文化遺産の登録及び抹消について、市条例第17条に規定する文化財審議委員会に諮問することができる。」とありますが、市条例第12条の間違いでないですか。</p>
事務局	<p>すみません。市条例第12条の間違いです。</p>
B 委員	<p>いずれにしても、市の法制部局のチェックを受けるのですよね。</p>
事務局	<p>要綱ですので、教育委員会の総務で確認をとります。</p>
B 委員	<p>要綱でも補助金は出せるのですか。</p>
事務局	<p>補助金はありません。</p>
委員長	<p>条例ではなく、要綱で決めるということですか。</p>

B 委員	<p>要綱と条例では法令上の違いはあるのですか。条例の方が良いと思うが。</p>
事務局	<p>条例は、議会の議決事項となりますが、要綱は市の内部決裁ということになります。教育委員会では議決をいただきます。他市の例では、神戸市は条例ですが、高砂市、枚方市等は要綱です。</p>
委員長	<p>私は以前より三ツ矢サイダーの工場を何かの形で指定できないかと考えていました。所有者の会社の方も代表の交代が早いので、緩い規制で早く登録した方が良いと思う。</p>
D 委員	<p>要綱案の第1条ですが、内容を見ますと条例で定める指定制度と違い、わかりにくいような気がします。登録ということは、幅広く補完するという形で、評価が定まらないものとか、早々に消えてしまいそうなものを何とか手を打とうという意図があると思いますので、条例の指定との違いがわかるようにしていた方が良いと思います。</p>
B 委員	<p>国の登録文化財の場合は、保護よりも周知ということをおっしゃっていますが、それが抜けているかもしれないですね。親しまれてきたものを登録することによって、市民にその価値を知ってもらうというようなことが入れば、市指定文化財制度と違うニュアンスが出てくるのではないかと。国の場合は、周知ということが前面に出て、保護ということは一言も出てこないのですよ。</p>
委員長	<p>要綱案第1条の保護し、継承・活用の部分ですが、登録すれば見学者が出てくると思います。無人の場合、これにはどう対処するのか、ご意見を伺いたいと思います。</p>
B 委員	<p>よく「周知啓発」という言葉が使われますが、「広く市民に周知し」というような言葉が先にきた方が良いかも知れませんね。「周知の埋蔵文化財包蔵地」も参考にされたら良いのではないですか。 隣のホームセンターは、敷地を占有しているのですか。</p>
事務局	<p>ホームセンターは、敷地外ということになっています。</p>
C 委員	<p>名称については、市民の遺産という視点から、どのような名称を付けたら良いか検討していただけたらと思います</p>

事務局	<p>が、登録した実態が特定できなくなるのは困るので、そのあたりのバランスを考えてみたいと思います。</p> <p>今委員長が言われた管理の問題も想定しておいた方が良いでしょうと思います。</p> <p>一度足立委員に現地調査をお願いしたいと思いますが、それに合わせて管理の状況も聞き取りしたいと思います。</p>
委員長	<p>登録すると、見たいという人が必ず出てくるわけですから、公開について所有者との話し合いになると思います。</p> <p>名称については、「平野鉾泉工場」では皆理解できませんよね。「三ツ矢サイダー」がないと。</p>
B 委員	<p>「三ツ矢サイダー発祥の地」とかですかね。</p>
C 委員	<p>名称と登録を構成する物件を、名称の次にカッコ書きで書くとか、登録の記載の仕方を考えてください。「三ツ矢サイダー」だけでは困りますが、名称のトップに出てきても良いと思います。</p>
B 委員	<p>よくあるのは、愛称と正式名の使い分けですよ。</p>
委員長	<p>登録候補の鼓ヶ滝と九頭伝説はどうかと思います。</p>
B 委員	<p>鉾山の間歩や山下城とかはどうですか。</p>
事務局	<p>県立一庫公園と国崎クリーンセンターの間歩は、多田銀銅山坑道群として市指定文化財の史跡に指定しています。山下城は未指定ですが、埋蔵文化財包蔵地となっています。</p>
委員長	<p>鳴尾ゴルフ倶楽部は、もとは鳴尾の浜にできて川西に移ってきました。もうすぐ100周年ですが、非常に古いクラブです。簡単なクラブではなく、普段社員しか入れません。川西の自慢だと思います。</p>
B 委員	<p>平野鉾泉の源泉井戸は、すごく価値があると思います。西宮市生瀬のウイルキンソンは、私が調査しましたが、もう潰れてしまいましたから、最も古いものとして問題がない。</p>

C 委員	<p>平野 敏 泉 は、埋蔵文化財包蔵地でもあり得ると思いません。文化庁の方針では、中世まではすべてが対象ですが、近世以降は各市町村の判断で埋蔵文化財として取り扱いが可能となっているので、川西市にとって重要なものであるなら、産業遺産として周知の埋蔵文化財包蔵地とする方法もあると思います。</p> <p>今国の方で、文化財保護法の改正が動いています。現時点で予想される方向性は歴史文化基本構想、さらに上位の歴史文化総合計画を作りなさいということです。改正のねらいからいうと、歴史文化総合計画を持っている自治体を手厚く国が支援するということになります。その方向を極端に推し進めると、文化財の勝ち組と負け組ができて良くないと思いますが、そのような動きがあります。今文化審議会でも検討されている中間のまとめの方向性は、未指定文化財も含めて、市の中で保存活用の基本計画を作りなさいということになっています。そういう動きを念頭に置くなれば、登録文化財として登録されたことがその場所できちんとわかるような説明板を作ることも一つの取り組みになると思うので、川西市教育委員会もこれを機に歴史文化基本構想、さらには歴史文化基本計画の策定に向けてぜひ動いていただきたい。</p>
委員長	<p>登録文化遺産制度については、この後まとめていただいて年度内にもできるようにお願いします。</p> <p>次に川西市郷土館旧平賀邸の修繕についての報告をお願いします。</p>
事務局	<p>川西市郷土館旧平賀邸は、大正 8 年川西市南部の小戸に平賀義美邸として建てられましたが、平成 2 年に川西市郷土館内に移築復元されました。ところが移築後約 30 年が経過し、建物の各部分の傷みが目立ち始めたため、昨年度建物調査を行い、今年度修繕を行っています。修繕につきましては、移築復元時にお世話になりました、足立委員に監修、指導をいただきまして、現在最終仕上げを行っています。足立委員ご説明をお願いします。</p>
B 委員	<p>(スライドにて説明)</p> <p>今まで建物修復を行ってきたなかで、旧平賀邸は一番最初のもので、思い出の強いものです。今回移築後時間を経て、もう一回修復の機会を与えていただいたことを喜んでおります。</p>

	<p>もと小戸にあった時は、大きな和館がありました。和洋並列、それに実験室が付き、平賀博士の胸像、種徳の碑等がありました。洋館は小さな建物に見えますが、157平方メートルあり、通常の家屋以上の大きさです。外壁は、小さな玉砂利を洗い出しで仕上げていますが、これはイギリスの住宅でよく使われる仕上げですが、石の大きさはかなり小さくして日本的に解釈しています。平賀博士は化学者でして、関西の商工業界の発展に尽力された方です。鴻池組の草創期に深く関わられており、鴻池組は感謝の意味を込めて建物建設を請け負ったと聞いております。しかし、当時鴻池組には設計担当がいなかったようで、松本兎象という大林組の設計者を参加させたということがわかってきています。起工は上棟札から大正7年で、竣工は鴻池組の社内報から大正8年とわかります。</p> <p>この建物は、現在も私の研究テーマであるイギリスのアーツアンドクラフト運動、19世紀後半のイギリスの住宅復興運動ですが、この影響を受けたものと思われます。その理由は、イギリスに留学した平賀博士の思いが強く、設計者がその意向を受けイギリス流の設計をしたと考えています。</p> <p>道路拡幅で建物が引っ掛かり、潰さないといけないという段階で相談を受け、急遽調査に入り図面を取りました。その時の川西市長の御英断で、重要な建物だったら移築してはどうかということで現在の場所に移ったということです。東屋の古い写真ですが、今回調査をしてベージュ色が出てきました。壁紙は残すことができませんでしたので、移築時には同じ時代のウィリアム・モリスのものを使いましたが、今回同じものは廃版でやむなく別のデザインのものを使いました。カーテンは今回入っていませんが、そろそろ換え時と思います。</p>
事務局	<p>修繕の完成は11月末ですが、10月末には足場が取れますので、11月初めから公開を再開します。</p>
C委員	<p>これは市の単費ですか。</p>
事務局	<p>文化財の補助金はもらっていませんが、内閣府の地方創生関係の交付金をもらっています。</p>
B委員	<p>旧平賀邸は、兵庫県内では登録文化財の第1号ですが、本当は登録以上の価値を持っていると思います。市がきつ</p>

審 議 経 過

NO. 8

<p>委員長</p>	<p>ちり管理しているので、別に格上げしなくてもよいのですが、価値としては県の文化財に匹敵すると思っています。残念ながら移築したものなので、低く見られています。</p> <p>川西市内では洋館は珍しいですが、宝塚市の雲雀丘には高崎記念館とか多くありますね。小学校の時、友達の家が皆洋館でしたが、まだ残っていますか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>ずいぶん残っています。伝統的建造物群保存地区に指定する案もありますが、それなら覚悟がいらいます。川西市でも花屋敷に及んでいますが、両市が共同でやらなければならない。</p>
<p>委員長</p>	<p>川西市では、木村友禪があり、洋館であったことをおぼえています。あまりないですよ。</p>
<p>B 委員</p>	<p>歴史的な建造物は川西市内にもたくさんあると思いますが、川西市では民家調査をやっていないのですよ。簡単でいいから、調査をした方が良くと思います。川西市では、文書の整理とか市史編纂というのはどうなっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昭和 50 年頃に編纂されました。その後編纂室は解体して、文化財担当で資料を保管しています。文書は、若干寄託を受けているケースもありますが、コピーを取り原則的に所有者に返しています。</p>
<p>B 委員</p>	<p>市史編纂に向けて今助走し始めないと無理です。</p>
<p>委員長</p>	<p>これで報告はよろしいですか。ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>市の登録文化遺産制度の実施について、ご審議ありがとうございました。市民に広くアナウンスされ、市民が地域の文化遺産に親しみをもつ、ひいては故郷川西に誇りをもつことができるのではないかと思います。本日はありがとうございました。</p>